

カシニワ制度助成金の変更点と申請のポイント

※活動助成（団体），活動助成（個人），資格取得助成

令和8年1月30日

★ 令和8年度の主な変更点

番号	項目	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	変更のポイント
1	【活動助成】 写真提出	【活動助成】 〈記録写真〉 購入した花苗や用具等の使用前、中、後の写真撮影・現像を要する。	【活動助成】 写真の提出は、花苗使用後（植えてある所）、肥料等用具は購入時の写真1枚のみとし、複数の写真提出は不要。	令和7年度までは使用前、中、後の写真の提出を要していましたが、令和8年度から使用後のみ、肥料等用具は購入時の写真提出となります。
2	【みどりの基盤】 補助率	【みどりの基盤助成】 市有地、特別緑地保全地区への補助率 対象経費8/10以内かつ上限150万円	【みどりの基盤助成】 私有地又は、市有地への補助率 対象経費10/10かつ 以下2択 ・上限150万円（今後10年以上活動の場合） or ・100万円（今後5年以上活動の場合）+50万円 （みどりの基盤助成を受けたのち5年経過し、さらに5年以上活動の場合）	令和7年度までは助成金を受けた後10年以上の活動に対して対象経費8/10以内かつ150万円を助成していました。令和8年度は、対象経費について、団体者の2割負担を軽減させ、制度の利用率を上げるため、10/10としました。また、今後10年以下の活動に対しても助成できるよう、今後5年以上の活動に対して100万円を助成する項目を追加しました。この場合は、5年経過した際にも5年継続する場合に申請いただくと、さらに50万円追加助成が可能となります。合計の最大支給額は、同じとなります。今後10年以上活動の場合は、引き続き上限150万円まで対象となります。
3	【資格取得助成】 申請受付	【資格取得助成】 申請受付は、カシニワ制度登録番号単位で年1回	【資格取得助成】 申請受付は、回数制限なし	令和7年度までは、申請受付を年1回としていたが、資格取得の時期や申請漏れ防止等を鑑み、申請受付は回数の制限なしに変更とします。このため、時期を問わず申請を行うことができます。
4	【資格取得助成】 助成枠	【資格取得助成】 対象経費の5/10かつ1人につき上限1万円	【資格取得助成】 ・対象経費の5/10かつ1人につきチェンソー・仮払機の資格取得費用として各1万円を上限に変更 ・現在、取得している資格について必須となる安全衛生研修などの補講 (任意の研修（自主的な学びなおし等）は助成対象外です)	令和7年度までは対象経費の5/10かつ1人につき上限1万円の助成での資格だったが、令和8年度からは、対象経費の5/10かつ1人につきチェンソー・仮払機取得費用として各1万円上限、最大2万円まで助成となります。また、現在取得している資格について必須となる補講等研修も対象となります。

※ カシニワ公開への登録が完了していない団体様は、登録手続きをお願いいたします。

担当部署：柏市都市部住環境再生課（04-7167-2528）

